

指定地域密着型通所介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(延岡市指定 第4572100438号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 事業者…6 | 5. 当時業者が提供するサービスと利用料金…7 |
| 2. 事業所の概要…6 | 6. 苦情の受付について…8 |
| 3. 事業の実施地域及び営業時間…6 | 7. 個人情報の保護及び利用目的について…9 |
| 4. 職員の配置状況…6 | <重要事項説明書付属文書>…9 |

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千寿会 |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県延岡市北浦町古江2693番地 |
| (3) 電話番号 | 0982-45-3737 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 岩上 幹 |
| (5) 設立年月 | 平成4年7月30日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業者の種類 | 指定地域密着型通所介護事業所 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援いたします。 |
| (3) 事業所の名称 | 北浦町デイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 宮崎県延岡市北浦町古江2693番地 |
| (5) 電話番号 | 0982-45-3737 FAX 0982-45-3868 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 田中 文人 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者の人権及び個別性を尊重し、一人ひとりの特性とニーズに応じた地域密着型通所介護計画を策定し、質の高い多様なサービスが提供出来るように努めます。また、家族及び保健・医療との連携を密にして、孤立感の解消を図るとともに心身機能の維持向上に努めます。 |
| (8) 開設年月 | 平成4年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 18人 |

3. 事業の実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 延岡市北浦町・延岡市南浦地区 |
| (2) 営業日及び営業時間 | |

営業日	月曜日～土曜日 (1月1日～1月3日を除く)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～15:45

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守していません。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	2	2名
3. 生活相談員	2	1名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員		(1)名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：15～17：15
2. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆ご契約者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*以下のサービスについては、食事の提供に要する費用を除き、通常9割（介護保険負担割合証に基づく負担割合）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事の介護（但し、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼食：12：00～

②入浴：入浴又は清拭を行います。（ご契約者の体調等により入浴ができない場合もあります）

- ・寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴することができます。（入浴介助加算 50円）

③排泄：ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練：機能訓練担当者により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

・〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金金額（自己負担額）をお支払い下さい。 単位：円（1回あたりの利用料金：入浴実施 一割負担 6～7時間の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費	678	801	925	1,049	1,172
サービス提供加算	22	22	22	22	22
入浴加算	40	40	40	40	40
処遇改善加算（5.9%）	44	51	58	66	73
特定処遇改善加算（1.2%）	9	10	12	13	15
ペースアップ加算（1.1%）	8	9	11	12	14
食材費	500	500	500	500	500
自己負担合計	1,301	1,433	1,568	1,702	1,836

介護サービス加算の内訳

- ※ サービス提供体制加算 I イ 22円/1日 入浴 40円/1回
- ※ 介護職員処遇改善加算 I 基本サービス費に各加算を加えた総単位数の5.9%
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算 I 基本サービス費に各加算を加えた総単位数の1.2%
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算 基本サービス費に各加算を加えた総単位数の1.1%
- ※ 科学的介護推進体制加算 40円/月

☆ご契約者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、要介護の認定等を受けた後、自己負担額をお支払いいただきます。

☆介護保険の介護報酬改定による給付額の変更や負担割合に変更があった場合、変更された額、割合に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額はご契約者の負担となります。

① 食事の提供

ご契約者に提供する食事の材料及び調理等にかかる費用です。料金：1回あたり500円

② 通常の事業実施区域以外への送迎

・通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所との間の送迎費用として実費をいただきます。

③ レクリエーション、クラブ活動

・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
・利用料金：材料代の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用の実費

・日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更内容と変更事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 個別サービスについては窓口での現金支払い
イ. 介護保険対象サービスについては、金融機関口座への口座振込
ご利用できる金融機関：延岡農業協同組合
振込先 延岡農業協同組合 北浦支店 普通預金
口座番号 9815473
口座名義 千寿園デイサービスセンター

(4) 利用の中止、変更、追加

・利用予定日の前にご契約者の都合によりサービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者にご連絡ください。

・月の利用日や回数については契約者の状態の変化、居宅サービス計画画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ必要に応じて変更することがあります。

6. 苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 所長兼生活相談員 田中 文人
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- 第三者委員 松本義文・河野富一

(2) 行政機関その他苦情受付機関

延岡市介護保険課	所在地 延岡市東本小路2-1
	電話番号 0982-22-7069

北浦町総合支所	所在地 北浦町古江1930 電話番号 0982-45-4234
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町240 電話番号 0985-35-5111
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市下原町2-22 電話番号 0985-22-3145

7. 個人情報の保護及び利用目的について

社会福祉法人千寿会は、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮するため、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得ないで、下記の個人情報の利用目的の必要な範囲を超えて利用者又はその家族の個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービス利用に係る施設の管理運営業務の入退所等の管理、会計、介護事故、緊急時等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
- ② その他の業務委託
- ③ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ④ 家族等への心身の状況説明
- ⑤ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑥ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦ 損害賠償保険などの係る保険会社への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用目的

施設の管理運営の業務の介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、施設等において行われる学生等の実習への協力、施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者への情報提供に係る利用目的

施設の管理運営業務の外部監査機関、評価機関等への情報提供

3. 当施設内における掲示物・機関誌等に掲載される個人情報

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型通所介護事業所

説明者 北浦町デイサービスセンター

㊞

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

利用者家族住所

氏名

(続柄:)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 耐火構造平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 406.03㎡
- (3) 併設事業：当施設では、次の事業を併設して実施しています。
 - [介護老人福祉施設]平成12年 2月14日指定 宮崎県 4572100412号 定員30名
 - [介護老人福祉施設]平成26年 4月 1日指定 宮崎県 4590300184号 定員20名
 - [短期入所生活介護]平成12年 1月14日指定 宮崎県 4572100412号 定員6名
 - [居宅介護支援事業]平成11年 8月26日指定 宮崎県 4572100040号
- (4) 施設の周辺環境：北浦の海を一望できる高台にあり、周りは山と田園で静かな環境にある。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等もを行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。看護職員が兼ねて行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「地域密着型通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

- ① 事業所の管理者、生活相談員、介護職員等に地域密着型通所サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は地域密着型通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 地域密着型通所介護計画は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更します。
- ④ 地域密着型通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

※ 要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行いません。

<自立と認定された場合>

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身

等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービスをやめる場合（契約の終了について）

契約の終了期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から解約を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) ご契約者から解約又は契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。

その場合には、契約を終了する日の7日前までに解約届け出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの解約の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項等について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金支払いが3か月の遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な

事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。